

# 一緒にやってみませんか！



©袋井市

60歳以上の方も活躍中です。

統計調査員を  
募集しています！

こんな方を求めています！

運動不足  
が気になる



スキマ時間  
上手に使いたい



新しいこと  
に取り組みたい



<お問合せ先>

袋井市役所 4階 企画政策課 統計担当

TEL 0538-44-3105    ✉ [kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:kikaku@city.fukuroi.shizuoka.jp)



## よくあるご質問 (Q&A)



はじめてでも  
できますか？

調査が始まる前に説明会が  
あるから大丈夫です！

自分で日程調整もできるから  
他の仕事や家事をしながら  
でも調査員はできますよ。



ベテラン調査員さん

他の仕事しながら  
でもできますか？

私にもできますか？  
自信がなく不安です

困ったときは、市の担当者や調査員の  
仲間が丁寧に相談にのってくれるので  
安心です。



## 現在、活躍中の調査員さんの声

調査員を始めたきっかけは、  
知人からの紹介でした。

活動を通じて他の調査員さん  
や地域での知り合いも増え、  
一緒に食事に出掛けたりする  
新しい友達が増えました。



皆さん元気で、とてもお若いです！

(写真)現在、活躍中の統計調査員の皆さん

## 統計調査員の概要

統計調査とは	国や地方公共団体が「統計法」に基づいて行う統計で、行政だけでなく、社会全体で利用される情報基盤として位置づけられています。
調査の種類	国勢調査(全居住者対象)、経済センサス活動調査(企業・事業所)等
仕事の内容	①事務打合せ会への出席 ②担当調査区の範囲と調査対象の確認 ③調査の説明、調査票の配布と記入の依頼 ④調査票の回収と点検 ⑤調査票の提出
身分	調査の都度、県知事等に任命される非常勤の公務員です。 営利事業の従事制限はありません。 統計法で秘密の保護が義務付けられます。
期間	年に数回、1調査当たりおおむね2か月程度
報酬	1調査当たりおおむね2～5万円(調査の種類や対象件数等により異なる)
災害補償	任命期間の調査活動中に事故に遭われた場合は公務災害補償が適用されます。
依頼方法	調査開始の3～4か月前に市から登録調査員へ連絡し、実施の時期や地区などを考慮し、依頼させていただきます。都合が悪い場合は断ることもできます。